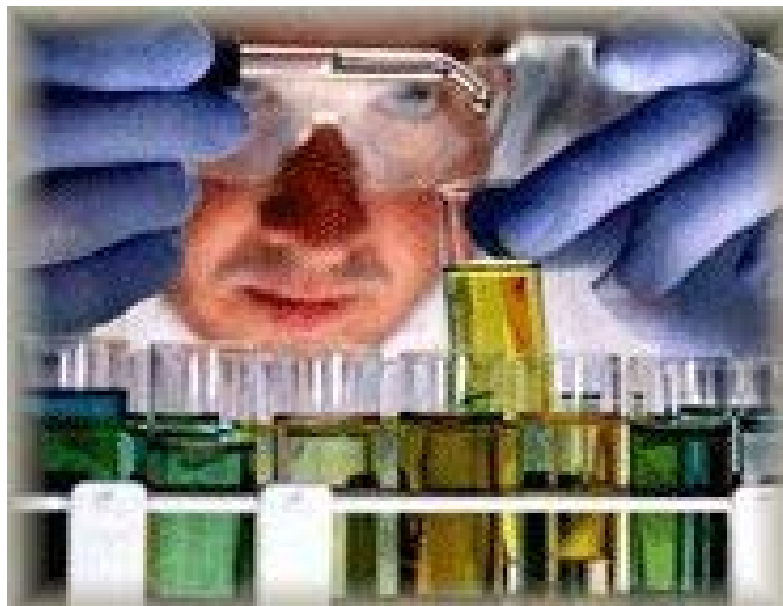




**INTERNATIONAL JUDO
FEDERATION**

ANTI-DOPING RULES

July 8, 2004



IJF アンチ・ドーピング規定（非公式翻訳）

序章	2
緒言	2
世界アンチ・ドーピング規程および及び IJF アンチ・ドーピング規程の基本理念	2
IJF アンチ・ドーピング規程の適用範囲	2
第1条 ドーピングの定義	3
第2条 アンチ・ドーピング規程違反	3
第3条 ドーピングの証拠	4
第4条 禁止リスト	4
第5条 検査	5
第6条 検体の分析	7
第7条 結果管理	7
第8条 公正な聴聞会を受ける権利	9
第9条 個人結果の自動的失効	10
第10条 個人に対する制裁措置	10
第11条 チームに対する処理措置	13
第12条 国家連盟に対する制裁措置と費用請求	13
第13条 上訴	13
第14条 国家連盟における IJF ルールの編入, 報告, 認知	14
第15条 相互認定	15
第16条 時効	15
第17条 IJF の WADA への従順なに対する履行報告	15
第18条 アンチ・ドーピングルールの改正と解釈	15
付録1 定義	17

序章

緒言

IJFは競技の公平性と健康面から、競技者が禁止物質や禁止方法を用いることを厳しく非難する。そのような行為は、短期長期にわたり競技者の健康を害する危険がある。

競技者は、IJFに登録する際に、国、地域、大陸若しくは国際的な競技団体や国際オリンピック委員会(IOC)又は政府若しくは政府機関から制裁を受けた陽性検査結果を告白しなければならない。

競技能力を高める薬物の使用(「ドーブ」すること)は厳しく禁じられる。薬物検査に関するIJFの規則を尊重しない競技者、又は前記のような薬物を使用したことが判明した者は制裁を受け、競技会の出場資格を剥奪され、世界選手権大会、オリンピック競技、大陸選手権大会、そして全ての国際大会への参加を禁じられる。10.2及び10.3を参照。

注意: IJFアンチ・ドーピング規程において、あらゆる自然人(メンバー、リーダー、役員、参加者、試合者、競技者、審判員、係員といった名詞、又はhe, they, themといった代名詞)の男性的用法は、それに反する明確な規定が無い限り、女性も含むものとして理解される。

2003年9月8日に、日本・大阪で開催されたIJF総会において、IJFは世界アンチ・ドーピングコード(以下「世界規程」)を承認した。本アンチ・ドーピング規程は、世界規程のもと、IJFの責任の下に適用され、実行される。また、柔道というスポーツにおいてドーピングと闘い、それを防止するIJFの継続的努力を増進させるものである。

アンチ・ドーピング規程は、競技規則と同様に、競技を行うに於ける諸条件を規制するスポーツルールである。競技者は、これらのルールを参加の条件として受入れる。アンチ・ドーピング規程は、刑事訴訟手続き又は雇用問題に適用される必要条件や法的基準に従属したり、制限されたりするものではない。世界規程に明記され、このアンチ・ドーピング規程で定められた方針と最小限の基準は、フェアなスポーツを志す各関係者の合意を示しており、裁判所及び審判機関はこれらの方針及び最小限の基準を尊重するべきである。

注意: IJF理事会及び総会で既に定められたとおり、オリンピック・ムーブメントのすべての構成員に適用される世界規程と整合するように、IJFの規則は体系的に改訂される。

世界規程及びIJFアンチ・ドーピング規程の基本理念

アンチ・ドーピングプログラムの目標は、スポーツの本質的な価値の保護に努めることを保全することである。この本質的価値は「スポーツ精神」としてしばしば表される。それはオリンピック精神の真髄であり、いかに真のプレイをするかである。スポーツ精神は人間の精神・身体・知性を賛美するものである。ドーピングは、スポーツ精神とは根本的に相反するものである。

アンチ・ドーピング規程の適用範囲

本アンチ・ドーピング規程は、IJF、IJFの大陸ユニオン、IJF加盟国家連盟及びIJF、ユニオン、加盟国家連盟の活動への全参加者に対して、参加者の会員である地位、資格、又はIJF、ユニオン及び国家連盟への参加、又はそれらの活動若しくはイベントへの参加を通じて適用される。

国家連盟は、IJF主催又は後援の国際大会やイベントに参加するすべての競技者が、世界アンチ・ドーピング規程に従い編纂されたIJFアンチ・ドーピング規程を含むIJFの規則を受入れることを保証しなければならない。

各国家連盟は、本アンチ・ドーピング規程に従う国家連盟の競技者に対しての、すべての国内レベルの検査を保証する責任がある。その場合、ユニオン自体、国家連盟自体が、アンチ・ドーピング規程に記述されたドーピング・コントロールを運営することもある。国によっては、国内アンチ・ドーピング機関の規則によって、多くの国家連盟のドーピング・コントロール責任者が委任されたり、任命されたりしている。そうした国においては、アンチ・ドーピング規程にある国家連盟に対しての言及が、国家連盟の国内アンチ・ドーピング機関に適用され、効力を持つ。

本アンチ・ドーピング規程は、IJF、大陸ユニオン、国家連盟の管轄権を超えて、すべてのドーピング・コントロールに適用される。

第1条 ドーピングの定義

ドーピングとは、本規程の2.1から2.8に定められた、一つ以上のアンチ・ドーピング規程違反が発生することをいう。

第2条 アンチ・ドーピング規程違反

以下の状態、又は行為が、アンチ・ドーピング規程違反を構成する。

- 2.1 競技者の生体からの検体に、禁止物質、その代謝物又はマーカが存在すること。
 - 2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の生体からの検体に禁止物質、その代謝物又はマーカが存在が確認された場合、その競技者が責任を負う。従って、第2.1項にいうアンチ・ドーピング規程違反を立証する場合、競技者側の意図、過失、不注意又は故意の使用の存在を示す必要はない。
 - 2.1.2 禁止リストに量的上限値が明記されている物質を除き、競技者の検体から禁止物質、代謝物又はマーカが検出された場合、その量の多少にかかわらず、アンチ・ドーピング規程違反が成立する。
 - 2.1.3 2.1に示された一般原則の例外として、禁止リストには、内因性の禁止物質の評価に関して、特別の基準を定めることができる。
- 2.2 禁止物質・禁止方法を使用すること、又は使用を企てること
 - 2.2.1 禁止物質又は禁止方法の使用の成否は、重要ではない。アンチ・ドーピング規程違反は、禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又はそれらの使用を企てたことにより成立する。
- 2.3 本アンチ・ドーピング規程で定められた形で通知を受けた後に、検体採取を拒否すること、正当な理由なく検体採取を受けないこと、又はその他の手段で検体採取を回避すること。
- 2.4 競技者が競技外検査を受ける場合に関連する義務に違反すること。具体的には、5.5(競技者の居所条件)で規定された所定の居所情報を提出しないこと、合理的な規則に基づいて伝達された検査に現れないこと、などが挙げられる。
- 2.5 ドーピング・コントロールの一部を改ざんする、又は改ざんを企てること。
- 2.6 禁止物質及び禁止方法を所持すること。
 - 2.6.1 時期又は場所を問わず、競技外検査において禁止された物質又は禁止方法を競技者が所持すること。ただし、4.4(治療目的の使用)などの正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が付与されており、所持の態様が当該適用措置に基づいている旨を競技者が立証した場合は、この限りではない。
 - 2.6.2 競技者、競技会又はトレーニングに関係する競技支援要員が禁止物質を所持していること。ただし、4.4(治療目的の使用)などの正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が競技者に対して付与されており、所持の態様が当該適用措置に基づいている旨を競技支援要員が立証した場合は、この限りではない。
- 2.7 禁止物質・禁止方法の不法取引を実行すること。
- 2.8 競技者に対して禁止物質又は禁止方法を投与・使用すること、又は投与・使用を企てること、アンチ・ドーピング規程違反を伴う形で支援、助長、援助、教唆、隠蔽などの共犯関係があること、又はこれらを企てる行為があること。

第3条 ドーピングの証拠

3.1 拳証責任及び証拠基準

アンチ・ドーピング規程違反を立証する責任は、IJF、大陸ユニオン、国家連盟が負うものとする。証拠基準は、IJF、大陸ユニオン、国家連盟が聴聞機関に対して主張の重大性を納得できる程度にアンチ・ドーピング規程違反を立証できたか否かを基準とする。この証拠基準の内容は、単に可能性を推量する程度では不十分であるが、「合理的疑い」の範囲を超える程度に証明される必要はない。一方、本規程では、アンチ・ドーピング規程違反に反論し、あるいはそのために関連する事実や状況証拠を確定するとき、その拳証責任は違反の疑われた競技者又は他の関係者が負うものとする。この場合可能性の比較衡量を証拠基準とする。

3.2 事実関係及び推定事項の立証方法

アンチ・ドーピング規程違反に関する事実関係は、自認をはじめとする、確かな証拠に基づき立証されなければならない。ドーピング事案においては、下記の証拠原則が適用される。

3.2.1 WADA認定の分析機関では、分析に関する「国際基準」に基づいて検体の分析及び管理を実施しているものと推定される。競技者側は、「国際基準」に反することを立証することにより、上記の推定に反論できる。

競技者が「国際基準」からの乖離を立証し、上記の推定に反論した場合、IJF、大陸ユニオン、国家連盟は、違反が疑われる分析結果が、その乖離を原因としていないことを立証する責任を負う。

3.2.2 ドーピング検査に関する「国際基準」からの乖離があっても、違反が疑われる分析結果、又はその他のアンチ・ドーピング規程違反が、この乖離を原因としていない場合には、当該結果は無効にならない。「国際基準」からの乖離が検査期間中に発生した旨を競技者が立証した場合、IJF、大陸ユニオン、国家連盟は、違反が疑われる分析結果又はアンチ・ドーピング規程違反の根拠となった事実関係が、当該乖離に起因していない旨を立証する責任を負う。

第4条 禁止リスト

4.1 禁止リストの適用

世界規程の4.1にて規定されたとおり、本アンチ・ドーピング規程は、WADAが公表・改訂する禁止リストを適用する。IJFは、最新の禁止リストを各大陸ユニオン、各国家連盟が利用できるようにし、各大陸ユニオン、国家連盟は、その禁止リストを自己の構成員及び加盟団体が利用できるようにしなければならない。

4.2 禁止リストで明確化される禁止物質及び禁止方法

禁止リスト及びその改訂版において特別の定めがある場合を除き、IJFによる特別の行為を要せずに、当該禁止リスト及びその改訂版の効力は、WADAによる禁止リストの公表から3ヵ月後に、本アンチ・ドーピング規程に基づいて発生する。世界規程4.2にあるように、IJFはWADAに対して柔道競技に関して禁止リストを拡大するよう要求でき、また、世界規程4.5にある監視プログラムにおいて、柔道競技における乱用の可能性のある追加の物質・方法を、禁止リストに盛り込むよう要求することもできる。

4.3 禁止リストに物質・方法を掲載する基準

世界規程4.3.3にあるとおり、禁止リストに盛り込まれる禁止物質及び禁止方法に関するWADAの判断は最終的なものであり、競技者又は他の関係者が異議を唱えることはできない。

4.4 治療目的の使用

4.4.1 禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある旨の文書を持つ競技者は、まず、治療目的使用の適用措置(TUE)を受けなければならない。

4.4.2 IJFの登録検査対象リストに含まれる競技者および国際競技大会に参加しようとするその他の競技者も、以前に国内レベルのTUEを受けたかどうかに関わらず、国際大会の参加に先立ち、IJFよりTUEを受けなければならない。IJFのTUE付与は、その競技者の国家連

盟とWADAに報告される。検査を必要とするその他の競技者は、その国内アンチ・ドーピング機関又は国家連盟が指定したその他の機関からTUEを取得しなければならない。国家連盟はこうしたTUE付与を、IJF及びWADAに、速やかに報告しなければならない。

- 4.4.3 IJF理事会は、状況により、IJFレベル又は大陸ユニオンレベルの、確実な何れかにおいて、TUEの申請を審査する3名の医師団による審査会(TUE審査会)を指名する。TUE審査会は、TUEの申請をIJFが受け取ったなら、その申請内容を検討する。TUE審査会のメンバーは、治療目的使用の適用措置についての国際基準に従って速やかにその申請内容を検討し、可否の決定を下す。これがIJFの最終決定となる。
- 4.4.3.1 IJF登録検査対象リストに登録されている国際レベルの競技者は、緊急の場合を除き、その競技者が国際大会に参加する21日前までに、IJFにまずその居所情報を報告するとともに、IJF又はIJFから特別に同意を受けた大陸ユニオンに対してTUEを届け出る。
- 4.4.3.2 IJF登録検査対象リストに登録されていない競技者が国際大会に出場する場合、その競技者は、緊急の場合を除き、国際大会に参加する21日前までに、IJFにTUEを申請する。
- 4.4.4 国際レベルの競技者又は登録検査対象リストに含まれた国内レベルの競技者に対するTUEの付与又は拒否について、WADAは、競技者の求めに応じて、又はその職権により、再検討することができる。TUEの付与又は拒否が、その時点で有効な治療目的使用の適用措置の国際基準に適合していないとWADAが判断した場合には、WADAは決定を覆すことができる。第13条に規定されたとおり、TUEについての決定は、上訴の対象となる。

第5条 検査

5.1 検査の効力

国家連盟に所属するすべての競技者は、IJF、大陸ユニオン、その競技者が所属する国家連盟及びその大会又はイベントにおける検査に責任を持つその他のアンチ・ドーピング機関による競技会検査の対象となる。国家連盟に所属するすべての競技者はまた、いつ、どのような場所においても、事前告知の有無に関わらず、IJF、大陸ユニオン、WADA、所属する国家連盟、その競技者がいる国の国家アンチ・ドーピング機関、オリンピック競技期間中のIOC及びパラリンピック競技期間中のIPCの競技外検査を受けなければならない。

5.2 IJF検査の責務

アンチ・ドーピング政策を担当するIJF理事会メンバーは、IJFにより行われるすべての検査を監督する責任を負う。検査は、その資格をIJFに認められた者により行われる。

5.3 検査基準

IJF、大陸ユニオン、国家連盟による検査は、検査時に有効な検査に関する国際基準に、実質的に適合しなければならない。

5.3.1 血液(又は尿以外の他の)検体は、違反物質若しくは違反方法を発見するため、又はスクリーニング処理のためだけに使用することができる。もし、その血液がスクリーニングのためだけに採取される場合、それが、本アンチ・ドーピング規程の下での尿検査のために、競技者本人を確認すること以上の意味をもつものではない。

5.4 検査の調整

IJF、大陸ユニオン、国家連盟は、検査の不必要な繰り返しを避ける為に、速やかにWADAクリアリングハウスを通して、完全な検査を報告しなければならない。

5.5 競技者居所情報の要求

5.5.1 IJFは、IJFに最新の居所情報を提供するよう求められる競技者のIJF登録検査対象リストを確認する。IJFは、適宜それら登録検査対象リストを改訂することができる。IJF登録検査対象リストに登録された各競技者は、IJFから配付されたIJF様式により、半年ごとの報告を

行わなければならない。競技者は常に情報が最新のものになるように、必要に応じて情報を更新しなければならない。居所情報提供の最終責任は各競技者にあるが、各国家連盟は、IJFが要求するとおりに、IJF・大陸ユニオンが居所情報を得られるように、最大限の努力を払う責任がある。

- 5.5.2 連続した12ヶ月間に3回検査を試行できなかったIJF登録検査対象リスト内の競技者は、本規程2.4に従って、アンチ・ドーピング規程に違反したものとみなされる。各検査試行において、ドーピング・コントロール役員は、競技者に指定された日付の指定された時間内のすべての所在地を訪れ、各所在地に2時間滞在する。試行されなかった検査として数えられる各試行の間に、その競技者に対して通告が送られる。
- 5.5.3 IJF登録検査対象リストに含まれる競技者で、過去12ヶ月の間に、IJF又は国家連盟から2回の正式な文書警告を受けた後、要求された半年ごとの居所情報を適時に提出しない者は、本規程2.4に従って、アンチ・ドーピング規程に違反したものとみなされる。
- 5.5.4 各国家連盟はまた、IJF登録検査対象リストにまだ含まれていないトップレベルの国内競技者の国内レベル登録検査対象リストの制定において、国内アンチ・ドーピング機関を援助する。国家連盟/及び国内アンチ・ドーピング機関は、本規程2.4違反がこれらの競技者に適用されるように、独自の居所情報報告の要件や基準を定めることができる。
- 5.5.5 本規定5.5.1及び5.5.4に従って提供された居所情報は、WADA及びドーピング・コントロールの目的のためだけに適用される厳格な条件において、競技者を検査する管轄権を所有するその他のアンチ・ドーピング機関に共有される。

5.6 競技の引退及び復帰

- 5.6.1 IJFの登録検査対象リストに含まれることをIJFによって確認された競技者は、引退したことをIJFに通知しない限り、又は通知するまでにIJF登録検査対象リストへの登録基準にもはや満たなくなり、IJFよりその旨通告されるまで、抜き打ちの競技外検査を受ける義務を含む本アンチ・ドーピング規程に常に従わなければならない。
- 5.6.2 IJFに引退の通知を提出した競技者は、競技への復帰を望む少なくとも6ヶ月前までにIJFに復帰を通知し、実際に競技に復帰する前の期間に、いつでも抜き打ちの競技外検査を受けられる状態でない限りは、競技活動を再開することはできない。

5.7 検査対象競技者の選出

- 5.7.1 個人の世界選手権大会においては、アンチ・ドーピング検査チェックは体重別各階級3名に対して行われる。

- 最初の1名は優勝者
- 他の3名のメダリストの中から抽選で1名
- 5位と7位の競技者の中から抽選で1名

団体の大会又は国別団体世界選手権大会においては、そのチェックは各メダル受賞チーム2名ずつに対して行われる。体重別階級の選定は抽選による。

注意: IJFの主催又は後援のもとで開催される他の国際大会では、この取り決めは利用可能な方法によって変更できるが、この方式は可能な限り遵守されなければならない。各階級とも4名のメダリストから抽選で選ばれた1名は少なくとも含まれなければならない。

- 5.7.2 検査を受ける競技者を決定するための抽選手続きは、IJFによってその当該競技大会のために委任された医師又はIJFスポーツ理事(若しくはその代理人)が招集する小委員会により実施される。

この小委員会は、以下の構成による。

- IJF又はIJFスポーツ理事若しくはその代理人により委任された医師
- 大会組織委員会から役員1名、主催国の国家連盟から1名
- 開催国のドーピング・コントロール医師

抽選に関わる実務上の手続きは、IJFにより委任された医師又はIJFスポーツ理事の責任により行われる。抽選はファイナルブロック(敗者復活最終戦、プールファイナル、3位決定戦、決勝戦)が始まる前に行われる。

- 5.7.3 国内競技大会に関し、各国家連盟は、各大会における検査に選ばれる競技者の人数、及びその選定の手順を決定する。
 - 5.7.4 上記5.7.1及び5.7.2に定められた選定手続きに加えて、国際大会におけるIJF及び国内大会における国家連盟は、焦点を絞った検査のために競技者又はチームを選ぶこともできるが、正当なドーピング・コントロール以外の目的で焦点を絞った検査を実施してはならない。
 - 5.7.5 競技者は、選定時に有効な検査の国際基準に十分に一致した手続きを通して、IJF、大陸ユニオン、国家連盟により競技外検査の対象に選定される。
- 5.8 国家連盟及び国家連盟主催競技大会の組織委員会は、IJFの指示があれば独立監視人に競技大会会場内の立ち入りを認めなければならない。

第6条 検体の分析

本アンチ・ドーピング規程に則って回収されたドーピング・コントロールの検体は、下記の原則に基づいて分析される。

- 6.1 **認定分析機関の使用**
IJF、大陸ユニオンは、ドーピング・コントロール用検体をWADA認定分析機関又はWADAが他の方法で認定したものにのみ送致し、分析を行う。検体分析に用いるWADA認定分析機関(又はWADAが認定した他の方法)の選定は、IJFのみが判断を下すことができる。
- 6.2 **検出の対象となる物質**
ドーピング・コントロール用検体を分析することにより、禁止リストに記載された物質・方法を検出するとともに、世界規程の4.5に定められた監視プログラムに基づいてWADAが指示した物質も検出する。
- 6.3 **検体の研究**
競技者から書面にて同意を得ていない場合、禁止リストに記載された物質・方法の検出、又は監視プログラムに基づいてWADAが指定した目的を除き、検体を使用することはできない。
- 6.4 **検体分析・報告基準**
分析機関は、分析機関の分析内容に関する国際基準に基づいてドーピング・コントロール用検体を分析するとともに、その結果を報告する。

第7条 結果管理

- 7.1 **IJF によって行われた検査の結果管理**
IJF、大陸ユニオンによって行われた検査(IJFとの合意に基づいてWADAによって実施された検査を含む)の結果管理は、以下の方法で行われる。
 - 7.1.1 すべての分析結果は、符号化された様式による、分析機関の権威ある責任者により署名された報告書により、IJF及び関連する大陸ユニオンに送付されなければならない。すべての連絡は、分析の結果が秘密裡に取り扱われるよう行われなければならない。
 - 7.1.2 A検体に関して違反が疑われる分析結果が出た場合、IJFアンチ・ドーピング管理者は、審査を行い以下の事項の有無を確認する。(a)関連する治療目的使用の適用措置が付与されているか否か、(b)検査及び分析機関の分析に関する国際基準から明らかに乖離していることが原因となり、違反が疑われる分析結果の妥当性が害されているか否か、である。
 - 7.1.3 7.1.2にいう初期確認を行った結果、関連の治療目的使用の適用措置が確認されなかつ

た場合、又は検査・分析の時点で有効な検査の国際基準又は分析機関における分析の国際基準からの乖離によって、違反が疑われる分析結果の妥当性が害されていることが確認されなかった場合には、IJF又は関連する大陸ユニオンは下記の事項を競技者に対して速やかに通知する。具体的な通知事項は、(a)違反が疑われる分析結果、(b)違反が問われたアンチ・ドーピング規程の内容、又は7.1.8又は7.1.9に該当する場合は、アンチ・ドーピング規程違反の有無に関する追加調査の説明、(c)B検体の分析を速やかに要求できるという競技者の権利、又は要求しない場合には、B検体の分析が放棄されたとみなされる可能性があること、(d)B検体の開梱及び分析に競技者本人又は代理人が同席できるという権利(ただし、上記の分析が要求された場合に限られる)、及び(e)分析結果の分析に関する国際基準に定められた情報を盛り込んだA検体及びB検体の分析関連書類一式の複写を競技者が請求できる権利とする。

- 7.1.4 B検体の検査は、7.1.3に規定された通知後3週間以内に実施される。B検体の分析要求の放棄により、競技者がA検体の分析結果を認めることになるが、それにかかわらず、IJF、関連する大陸ユニオンは、B検体の分析に着手することを選択できる。
- 7.1.5 競技者及びその代理人は、B検体の分析時に立ち会うことを認められる。競技者が所属する国家連盟の代表者も、IJF、関連する大陸ユニオンの代表者も、立会いを許される。
- 7.1.6 B検体が陰性であった場合、検査全体が陰性であるとみなされ、競技者、所属する国家連盟、IJFにその旨通知される。
- 7.1.7 禁止物質又は禁止方法の使用が確認された場合、その結果は競技者、所属する国家連盟、IJF、及び関連する大陸ユニオン、並びにWADAに報告される。
- 7.1.8 アンチ・ドーピングポリシーを司るIJF理事(IJFアンチ・ドーピング管理者)は、禁止リストにより必要な場合には、追加審査を行うものとする。当該追加審査が完了した時点で、IJFは、追加審査の結果、及びその結果によりIJFが「アンチ・ドーピング規程違反」であることを主張するか否かについて、競技者に対して速やかに通知する。
- 7.1.9 違反が疑われる分析結果を必要としない明白なアンチ・ドーピング規程違反においては、IJFは必要な追加審査を行い、違反したアンチ・ドーピング規程の内容と違反の根拠を、競技者に対して速やかに通知する。

7.2 他の国際イベントによって行われた検査の結果管理

IOC、IPC又は大規模な大会の主催者による検査についての分析結果の管理及び聴聞会の実施は、競技中また競技の結果により、大会からの排除又は大会における記録の取り消しを超えるような制裁が出されるまで、IJFによって管理される。

7.3 IJF 大陸ユニオンによって行われた検査の結果管理

IJFの大陸ユニオンによって行われる結果管理は、7.1で定められた詳細な条項を基礎とする、効果的で公平な結果管理の一般的原理に基づいて行われなければならない。すべてのドーピング・コントロールの結果は、大陸ユニオンの結果管理手続きの終了後、14日以内にIJFに報告される。その大陸ユニオン加盟の国家連盟に所属する競技者の明白なアンチ・ドーピング規程違反は、国家連盟の規程又は国内法に従って行われる適切な聴聞会に、速やかに報告される。他の大陸ユニオン加盟の国家連盟に所属する競技者の明白なアンチ・ドーピング規程違反は、聴聞会のために、その競技者が所属している国家連盟が加盟している大陸ユニオンに報告される。

7.4 国家連盟によって行われた検査の結果管理

国家連盟によって行われた結果管理は、7.1で定められた詳細な条項を基礎とし、効果的で公平な結果管理がなされるよう、一般的原理に基づいて行われなければならない。すべてのドーピング・コントロールの結果は、国家連盟の結果管理手続きの終了後、14日以内にIJFに報告される。その国家連盟に所属する競技者の明白なアンチ・ドーピング規程違反は、国家連盟の規程又は国内法に従って行われる適切な聴聞会に速やかに報告される。他の国家連盟に所属する競技者の明白なアンチ・ドーピング規程違反は、聴聞会のために、競技者が所属する国家連盟に報告される。

7.5 暫定的資格停止

IJF理事会は、競技者のA検体又はA・B両検体からの違反が疑われる分析結果に基づく正規の聴聞

会及び7.1で定められた再審理が行われるより前に、競技者に対し暫定的資格停止処分を下すことができる。暫定的資格停止が課される場合、第8条による聴聞会を、競技者に実質的な損害が起こらないうちに繰り上げて実施するか、又は暫定的資格停止が課される前、若しくは暫定的資格停止を課された後の適切な時期に、暫定的聴聞会が行われる機会を、その競技者に与えるかしなければならない。国家連盟は7.4にある原則に従って暫定的資格停止を課することができる。

第8条 公正な聴聞会を受ける権利

8.1 IJF 検査又は国際大会における検査により生じる聴聞会

- 8.1.1 IJF理事会は、1名の委員長(IJF副会長のうち1名)及びIJF理事会の他のメンバー3名からなる常任審査会(IJFドーピング聴聞審査会)を任命する。状況により必要な場合には、この常任委員会に、数名の専門家及び1名の法律家を招くことができる。
- 8.1.2 第7条に規定された結果管理手続きに従って、IJF検査又は国際大会における検査に関連して本アンチ・ドーピング規程違反があった場合は、その事案は、IJFドーピング聴聞審査会に諮られ、判断が下される。
- 8.1.3 指名された委員は、その事案について事前に何ら関わりあいを持たず、本アンチ・ドーピング規程違反を申し立てられた競技者又は他の関係者と同じ国籍を有していないこと。
- 8.1.4 聴聞会は、この条項に従い、第7条に定められた結果管理手続きの完了後、効率的に完遂されなければならない。競技会に関連して開催される聴聞会は、迅速第一に行われることができる。
- 8.1.5 本アンチ・ドーピング規程違反を申し立てられた競技者又は他の関係者が所属する国家連盟は、オブザーバーとしてその聴聞会に出席できる。
- 8.1.6 IJFは、WADAに対し、審理中の事案の状況及びすべての聴聞会の結果について、完全に報告しなければならない。
- 8.1.7 競技者又は他の関係者は、アンチ・ドーピング規程違反を認め、本規程第9条及び第10条に一致する措置を受け入れることで、聴聞会を見合することができる。
- 8.1.8 IJFドーピング聴聞委員会の決定については、本規程第13条に定められたとおり、スポーツ仲裁裁判所に上訴することができる。

8.2 国内検査により生じる聴聞会

- 8.2..1 第7条に規定された結果管理手続きに従って、IJF検査又は国際大会における検査以外の検査に関連して本アンチ・ドーピング規程違反があったことが明らかになった場合は、競技者又は他の関係者は、本アンチ・ドーピング規程違反があったかどうか、判断を下す聴聞会のため、その競技者又はその他の者が属する国家連盟の懲罰審査会に提起される。もし、違反があったと認められた場合には、措置が課される。
- 8.2..2 聴聞会は、この8.2に従い、効率的に、また全てのケースにおいて、第7条に定められた結果管理手続きの完了後3ヶ月以内に、完遂されなければならない。競技会に関連して開かれる聴聞会は、迅速な手続きによって行われることができる。もし、聴聞会が3ヶ月を超えるほど遅れる場合には、IJFは、国家連盟の責任と費用負担のもとに、その事案をIJFドーピング聴聞審査会で直接審議することを選択できる。
- 8.2..3 国家連盟は、IJF及びWADAに対し、常に、審理中の事案の状況及びすべての聴聞会の結果について、完全に報告しなければならない。
- 8.2..4 IJF、関係する大陸ユニオン及びWADAは、オブザーバーとして聴聞会に出席する権利を有する。

- 8.2..5 競技者又は他の関係者は、本アンチ・ドーピング規程違反を認め、本規程第9条及び第10条によって国家連盟が下す措置を受け入れることで、聴聞会を見合すことができる。
- 8.2..6 聴聞会の結果によるか又は競技者若しくは他の関係者の措置受諾によるかの何れかによつての国家連盟の決定については、第13条に定められたとおり、上訴することができる。
- 8.2..7 国家連盟による聴聞会の決定は、本規程第13条の定めによるか、又は国内法の適用が要求される場合を除き、国家レベルにおいて、さらに管理上の再調査の対象となることはない。

8.3 公正な聴聞会のための原則

8.1又は8.2の何れかによるすべての聴聞会においては、下記の原則を尊重しなければならない。

- 適切な時期における聴聞
- 公正かつ公平な聴聞機関
- 自己の負担で弁護人の保護を受ける権利
- 提起されたアンチ・ドーピング規程違反の内容についての通知を、適切な時期に公正な形で受ける権利
- アンチ・ドーピング規程違反の疑い及びその結果として生じる措置に対して反論する権利
- 証人を召喚及び尋問する権利など、各当事者が証拠を提出する権利(電話又は書面提出による証言を受理するか否かは、聴聞機関の判断に従う。)
- 聴聞会において通訳者を利用する権利、なお通訳者の指定は聴聞委員会が行うものとし、通訳者の費用は聴聞会が負担する。
- 適切な時期に書面の形式で合理的な判断が下されること

第9条 個人結果の自動的失効

競技会検査に関連して本アンチ・ドーピング規程違反があった場合、当該競技会において得られた個人の結果は、メダル、得点及び賞の没収を含む全ての競技結果とともに、自動的に失効する。

第10条 個人に対する制裁措置

10.1 アンチ・ドーピング規程違反が発生した競技大会における結果の失効

競技大会期間中又は競技大会に関連してアンチ・ドーピング規程違反が発生した場合は、メダル、得点及び賞の没収を含む、当該競技大会において得られた競技者本人の全ての結果は、全ての競技結果とともに自動的に失効する。ただし、本規程10.1.1に定められた場合は、この限りではない。

10.1.1 違反に関して自己に過失又は不注意がない旨を競技者本人が立証した場合、アンチ・ドーピング規程違反が発生した競技以外の競技結果は失効しないものとする。ただし、アンチ・ドーピング規程違反が発生した競技以外における当該競技者の競技結果が上記アンチ・ドーピング規程違反による影響を受けている場合は、この限りではない。

10.2 禁止物質及び禁止方法に関する資格剥奪措置の賦課

本規程10.3に定められた指定物質を除いて、2.1(禁止物質、その代謝物又はマーカ存在)、2.2(禁止物質・禁止方法の使用、又は使用の企て)、及び2.6(禁止物質又は禁止方法の所持)の違反に対して課される資格剥奪の期間は、下記のとおりとする。

1回目の違反 2年間の資格剥奪

2回目の違反 生涯にわたる資格剥奪

ただし、競技者又は他の関係者は、各事案において、本規程10.5に従って制裁措置の免除又は軽減の根拠を立証する機会を、制裁措置が課される前に与えられるものとする。

10.3 指定物質

物質の中には医薬品として広く市販されている性質上、又はドーピング物質として濫用しにくい性質上、不注意によりアンチ・ドーピング規程違反を特に誘発しやすいものがある。禁止リストにおいて、この

種の指定物質を指定できる。指定物質の使用が治療目的であって競技能力の強化でないことを競技者が立証できる場合、10.2の資格剥奪期間に代わって下記の措置を適用する。

- | | |
|--------|---|
| 1回目の違反 | 最小限で将来の競技大会における資格剥奪期間をゼロとする警告、戒告措置とし、最大限で1年間の資格剥奪とする。 |
| 2回目の違反 | 2年間の資格剥奪。 |
| 3回目の違反 | 一生涯にわたる資格剥奪。 |

ただし、競技者、又は他の関係者は、10.5に従って(2回目及び3回目の違反の場合には)上記制裁措置の免除又は軽減の根拠を立証する機会を、それぞれの事案において、制裁措置が課される前に与えられるものとする。

10.4 その他のアンチ・ドーピング規程違反に関する資格剥奪

その他のアンチ・ドーピング規程違反に関する資格剥奪期間は、下記のとおりとする。

- 10.4.1 2.3(検体採取の拒否・不出頭)又は2.5(ドーピング・コントロールの改ざん)に違反した場合には、10.2の資格剥奪期間を準用する。
- 10.4.2 2.7(不法取引)又は2.8(禁止物質・禁止方法の投与・使用)に違反した場合、資格剥奪期間は、最短4年間から最長で一生涯とする。未成年を巻き込んだドーピングについては、特に重大な違反であるとみなされ、10.3で定められた指定物質以外について競技支援要員によって犯行されたものである場合には、その競技支援要員に対して、一生涯にわたる資格剥奪が課されるものとする。さらに上記条項の違反がスポーツ以外の関連法令にも違反する場合、管轄の行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告が行われる場合がある。
- 10.4.3 2.4(居所情報についての違反又は検査に現れないこと)の違反の場合、資格剥奪期間は以下のとおりである。
- | | |
|-------------|---------------|
| 1回目の違反 | 3ヶ月から1年間の資格剥奪 |
| 2回目とそれ以降の違反 | 2年間の資格剥奪 |

10.5 例外的状況を理由とした資格剥奪期間の免除又は軽減

- 10.5.1 2.1のアンチ・ドーピング規程違反(禁止物質、その代謝物又はマーカの存在)が関係する個別事案、又は2.2にいう禁止物質・禁止方法の使用に関する個別事案において、自己の違反に関する過失又は不注意が無かった旨を競技者が立証した場合には、該当する資格剥奪期間を免除する。2.1(禁止物質の存在)に違反する形で競技者の生体からの検体に禁止物質、そのマーカ又は代謝物が検出された場合、自己の体内に禁止物質が入ってきた過程もまた競技者が立証しなければ、資格剥奪期間は免除されない。この条項が適用され、資格剥奪期間が免除された場合、10.2、10.3及び10.6にいう複数回の違反に対する資格剥奪期間を算定する場合に限り、1回のアンチ・ドーピング規程違反の発生とはみなされない。
- 10.5.2 この10.5.2が適用されるのは、2.1に関するアンチ・ドーピング規程違反(禁止物質、その代謝物又はマーカの存在)、2.2にいう禁止物質・禁止方法の使用に関する違反、2.3にいう検体採取に現れないことに関する違反、又は2.8にいう禁止物質・禁止方法の投与・使用に関する違反のみに限られる。上記の違反が関係する個別事案において、自己の違反に関する重大な過失又は不注意が無かった旨を競技者が立証した場合には、該当する資格剥奪期間を短縮できる。ただし、短縮した後の資格剥奪期間は、所定の最低資格剥奪期間の半分未満になってはならない。所定の資格剥奪が一生涯である場合、この条項に基づき短縮した後の期間は8年間を下回らないものとする。2.1(禁止物質の存在)に違反する形で競技者の生体からの検体に禁止物質、そのマーカ又は代謝物が検出された場合、自己の体内に禁止物質が入ってきた過程もまた競技者が立証しなければ、資格剥奪期

間は短縮されない。

10.5.3 競技者がIJFに対して実質的に協力したことにより、2.6.2にいう所持(競技支援要員による所持)、2.7(不法取引)又は2.8(競技者に対する投与)を伴う形で他の者によるアンチ・ドーピング規程違反があった旨をIJFが発見・立証できた場合においても、IJF理事会は資格剥奪期間を短縮できる。ただし、短縮後の資格剥奪期間は、所定の最低資格剥奪期間の半分未満になってはならない。所定の資格剥奪期間が一生涯である場合、この条項に基づく短縮後の期間は8年間を下回らないものとする。

10.6 潜在的な複数違反の規則

10.6.1 10.2、10.3及び10.4に基づいて制裁措置を課す場合、制裁措置の賦課を目的として2回目のアンチ・ドーピング規程違反とみなされるのは、競技者又は他の関係者が1回目のアンチ・ドーピング規程違反の通知を受けた後、又はIJF(その関連する大陸ユニオン若しくは国家連盟)が1回目のアンチ・ドーピング規程違反の通知を行うよう相当の努力を行った後に、当該競技者等が2回目のアンチ・ドーピング規程違反を犯した旨をIJF(その関連する大陸ユニオン又は国家連盟)が立証できる場合に限られる。IJF(その関連する大陸ユニオン又は国家連盟)が上記の事実を立証できない場合、これらの複数回の違反は単独の1回目の違反であるとみなされ、重い制裁措置を受ける方の違反をもとに制裁措置が課されるものとする。

10.6.2 同一のドーピング・コントロールに基づいて、競技者が10.3にいう指定物質及びそれ以外の禁止物質・方法の双方に関わる形でアンチ・ドーピング規程違反を犯したことが判明した場合、当該競技者が犯したアンチ・ドーピング規程違反の回数は1回であるとみなされる。ただし、課される制裁は、最も重い制裁を受けることになる禁止物質・又は禁止方法を基準に課されるものとする。

10.6.3 競技者が、2つの別々のアンチ・ドーピング規程違反を犯したことが判明した場合、そのうち一方が10.3(指定物質)の制裁が適用される指定物質に関わるものであり、他方が10.2の制裁が適用される禁止物質若しくは禁止方法に関わる違反であるか、又は10.4.1の制裁が適用される違反であるときは、2回目の違反に課される制裁措置は、最短2年間の資格剥奪とし、最長で3年間の資格剥奪とする。どのような組み合わせであれ、10.3の指定物質及び10.2又は10.4.1にいうその他の何らかのアンチ・ドーピング規程違反が3回目であることが判明した競技者は、一生涯にわたる資格剥奪の制裁を受けることになる。

10.7 検体採取後の競技結果の失効

第9条(個人結果の自動的失効)にいう陽性検体が発生した競技における結果の自動的失効に加えて、陽性検体が採取された日(競技会検査であるか競技外検査であるかは問わない。)又は他のドーピング違反の発生から暫定的資格停止期間又は資格剥奪期間の開始までに得られた競技結果は、公平性の観点から別の措置を要する場合を除き、メダル、得点及び賞の剥奪など全ての競技成果とともに失効する。

10.8 資格剥奪期間の開始

資格剥奪期間は、資格剥奪を決定した聴聞会の決定が下された日、又は聴聞会が放棄された場合には、受諾又は別の方法で資格剥奪期間が課された日から始まる。暫定的資格停止処分(課されたものであるのか、自発的に受け入れたものであるのかは問わない。)の期間は、服すことになる資格剥奪期間の合計期間に参入するものとする。競技者の責任に属さない聴聞会過程又はドーピング・コントロールの他の事由に遅延が発生するなど、公平性の観点から必要と判断される場合、IJF又は制裁措置を下すアンチ・ドーピング機関は、検体採取の日付まで、資格剥奪期間の始期を遡及させることができる。

10.9 資格剥奪期間中の地位

資格剥奪処分を受けた者は、当該資格剥奪処分の期間中、IJF、大陸ユニオン、国家連盟が認定又は主催する行事又はその他の活動(ただし、アンチ・ドーピング関連の教育プログラム又はリハビリテーション・プログラムは除く)に参加できない。さらに、10.3にいう指定物質に関するもの以外のアンチ・ドーピング規程違反の場合、IJF、大陸ユニオン、国家連盟は、その実行者を対象とするスポーツ関連財政支援等のスポーツ関連給付の全部又は一部について給付を停止するものとする。

10.10 資格回復のための検査

資格剥奪期間の終了時に資格を回復する条件として、競技者は、暫定的資格停止期間中又は資格剥奪期間中において、IJF、所属する国家連盟及び検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関による競技外検査を受けなければならない。5.5の定めに従い、正確な最新の居所情報も提出しなければならない。資格剥奪期間中に引退し、競技外検査対象リストから除外された後に資格回復を希望する場合、IJF、関連する大陸ユニオン、所属の国家連盟に対してその旨通知し、5.6に定められた期間、又は引退した日付時点で残存していた資格剥奪期間のうち期間が長い方と等しい期間内に競技外検査の対象となるまで、その競技者の資格回復は認められないものとする。この資格剥奪の残存期間中に、少なくとも3ヶ月の期間を開けて最低2回の検査が競技者に対して行われなければならない。国家連盟は、必要な検査の実施に責任を負うことになるが、これらの要件を満たすために、いかなるアンチ・ドーピング機関の検査をも利用することができる。これらの検査結果は、IJFに報告される。さらに、資格停止期間が終了する直前に、競技者は、IJFによる競技外検査としての禁止薬物・禁止方法の検査を受ける。競技者の資格停止期間が満了し、競技者が資格回復の条件を満たしたなら、競技者は自動的に再資格者となり、競技者又は競技者の所属する国家連盟による申請は必要なくなる。

第11条 チームに対する措置

- 11.1 団体選手権大会の期間中に、チーム構成員の中に1名が本アンチ・ドーピング規程違反を犯したことが明らかになった場合、その違反を犯した競技者の結果はチームの試合結果から除外され、可能であれば順位を変更することもできる。もし、2名が本アンチ・ドーピング規程違反を犯したことが明らかになった場合は、そのチームは失格となる。

第12条 国家連盟に対する制裁措置と費用請求

- 12.1 IJFは、本アンチ・ドーピング規程を遵守しない国家連盟に対し、財政的援助又は非財政的援助について留保する権限を有する。
- 12.2 国家連盟は、所属する競技者又は他の関係者による本アンチ・ドーピング規程違反に関連した、分析機関費用、聴聞会費用、旅費及びその他の費用をIJFに弁償する義務がある。
- 12.3 IJFは、国家連盟に対して、認定、国際大会への役員及び競技者の参加資格、罰金等に関して、追加的懲戒処分を下すことができる。

第13条 上訴

13.1 上訴の対象となる決定

アンチ・ドーピング規程に基づいて下された決定は、後述の13.2から13.4までの定めに従い、上訴することができる。上訴機関が特別の命令を下した場合を除き、上訴期間中においても、上記の決定は引き続き効力を有するものとする。8.2.7で認められた、決定の事後的審査は、上訴が開始される前に完了していなければならない。

13.2 アンチ・ドーピング規程違反、措置及び暫定的資格停止に関する決定の上訴

アンチ・ドーピング規程違反があったという決定、アンチ・ドーピング規程違反に対して措置を課す決定、アンチ・ドーピング規程違反はなかったという決定、アンチ・ドーピング規程違反の容疑又はその措置に関して裁定を下す管轄権が、IJF、大陸ユニオン又は国家連盟に帰属しないという決定及び暫定聴聞会の結果、又は7.4の違反による暫定的停止処分を課す決定は、この13.2に定められた場合に限り上訴することができる。本規程の他の定めにかかわらず、暫定的停止処分を理由に上訴できる者は、当該暫定的停止処分を課された競技者又は他の関係者のみに限られる。

- 13.2.1 国際大会の競技から発生した事案に関する決定、又は国際的レベルの競技者が関与する事案に関する決定は、スポーツ仲裁裁判所(CAS)の関連規定に基づいて同裁判所のみに対して上訴することができる。

- 13.2.2 13.2.1の定めにより上訴する権利の無い競技者が関与する事案については、各国家連

盟が以下の原則を尊重し上訴手続きを適切に行わなければならない。
適切な時期における聴聞
公正かつ公平な聴聞機関
自己の負担で弁護人の保護を受ける権利
適切な時期に書面の形式で合理的な判断が下されること
これらの事案についてのIJFの上訴権は、以下の13.2.3に定められる。

- 13.2.3 13.2.1にいう事案の場合、CASに対する上訴権を有する者は、下記のとおりとする。
(a)上訴対象となる決定の適用を受ける競技者又は他の関係者、(b)その決定が下された事案における競技者又は関係者以外の当事者、(c)制裁措置の根拠となる規則を所管するIJF及び他のアンチ・ドーピング機関、(d)IOC又はPOC(オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会の参加資格に関するものなど、決定がオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会に対して効果を有する場合)(e)WADA。
13.2.2にいう事案において、国内レベルの審査機関に上訴できる当事者は、国家連盟の定めに従うものとする。ただし、少なくとも次のものが含まれなければならない。
(a)上訴対象となる決定の適用を受ける競技者又は他の関係者、(b)その決定が下された事案における競技者及びその関係者以外の当事者、(c)IJF、(d)WADA。
13.2.2にいう事案の場合、WADAとIJFは、国内レベルの審査機関の決定に関して、CASに対する上訴権も有するものとする。

13.3 治療目的使用の提供措置を付与・却下する決定の上訴

治療目的使用の適用措置の付与・却下がWADAの決定により覆された場合、CASに対してのみ上訴することができるが、この上訴を提起できるのは、競技者本人、又は自己の決定を覆されたIJF、大陸ユニオン、国内アンチ・ドーピング機関若しくは国家連盟に指定されたその他の機関とする。治療目的使用の適用措置を却下する決定が下され、その決定がWADAによって覆されなかった場合、国際レベルの競技者は、CASに対して当該決定について上訴でき、それ以外の競技者の場合、13.2.2にいう国内レベルの審査機関に対して当該決定を上訴できる。治療目的使用の適用措置を却下する旨の決定が国内レベルの審査機関によって覆された場合、WADAはその決定についてCASに上訴できる。

13.4 第12条に基づく決定の上訴

第12条に基づくIJFの決定については、国家連盟がCASに対してのみ上訴できる。

13.5 上訴申し立て期限

CASへの上訴申し立て期限は、上訴する当事者が、該当する決定を受けた日から21日以内とする。この期限にかかわらず、その当事者が上訴の資格は有するが、上訴の対象となる決定を引き起こした訴訟当事者ではない場合には、下記の期間が適用される。

- 決定の通知を受けてから10日以内に、該当者は決定を下した機関にその機関が証拠としている資料の写しを請求する権利を持つ。
- この請求が10日以内に行われたなら、これを請求した当事者はその資料を受け取ってから21日以内に、CASに対して上訴を申請する。

第14条 国家連盟におけるIJFルールへの編入、報告、認知

14.1 IJFアンチ・ドーピング規程への編入

すべての大陸ユニオン及び国家連盟は、本アンチ・ドーピング規程に従わなければならない。本アンチ・ドーピング規程はまた、各大陸ユニオン・国家連盟のルールに、そのままの形か、又は参照文献の形で取り込まれるか。すべての大陸ユニオン及び国家連盟は、それらの各規則の中に、本アンチ・ドーピング規程を効果的に実行するために必要な手続きに関する規則を盛り込まなければならない。各大陸ユニオン及び各国家連盟の規則は、国家連盟の管轄下にあるすべての競技者、競技者支援要員その他の者が本アンチ・ドーピング規程の拘束を受けることを明確に定めていなければならない。

14.2 統計による報告

大陸ユニオン及び国家連盟は、毎年末(12月31日)までに、管轄の範囲内でのすべてのドーピング・コントロールの結果を、競技者ごとにとまとめた上で、競技者が検査を受けた日付、検査の全況及び競

技会検査であったか競技外検査であったかを明示して、IJFに報告しなければならない。IJFは、大陸ユニオン及び国家連盟から報告された検査データを、比較できるようにIJF管轄下で行われた検査のデータとともに、定期的に公表することができる。

14.3 ドーピング・コントロール情報クリアリングハウス

国家連盟が、所属する競技者の違反が疑われる分析結果を受けた場合、その国家連盟は、7.1.2及び7.1.3に定められた14日間の手続きの間に、競技者の氏名、国籍、競技及び競技の種別、競技会検査か競技外検査かの区分、検体採取の日付及び分析機関からの分析結果を、IJF及びWADAに報告しなければならない。国家連盟はまた、定期的にIJF及びWADAに、第7条(結果管理)、第8条(公正な聴聞会を受ける権利)又は第13条(上訴)に従って実行された審査又は手続きの状況及び調査結果の最新情報を報告しなければならない。比較情報は、他の本アンチ・ドーピング規程違反に関して、7.1.9に定められた通知の14日以内にIJF及びWADAに提出されなければならない。資格剥奪期間が10.5.1(過失又は不注意がない場合)により免除される場合、又は10.5.2(重大な過失又は重大な不注意がない場合)により軽減される場合、IJF及びWADAは、当該免除あるいは軽減の根拠を説明した決定を書面の形式で受け取るものとする。IJFもWADAも、国家連盟が下記の14.4に基づいて一般開示又は不開示を行うまで、その情報を知る必要がある組織内部の関係者以外に当該情報を開示しないものとする。

14.4 一般情報開示

IJF、大陸ユニオン、国家連盟のいずれも、検体から違反が疑われる分析結果が出た競技者、又は本アンチ・ドーピング規程の他の条項に違反する疑いを受けた競技者については、第8条に基づく聴聞会においてアンチ・ドーピング規程違反が発生した旨の判断が下されたとき、当該聴聞会が放棄されたとき、アンチ・ドーピング規程違反の主張に対して期限内に異議が唱えられなかったとき、競技者が暫定的資格停止になったときまでは、その氏名を公表してはならない。本アンチ・ドーピング規程違反が立証されたなら、その内容は20日間以内に開示されるものとする。

第15条 相互認定

15.1 IJF、大陸ユニオン、国家連盟による決定の認定

本アンチ・ドーピング規程違反に関するIJF、大陸ユニオン、国家連盟のいずれの決定も、すべての大陸ユニオン、すべての国家連盟に認定され、各大陸ユニオン、国家連盟は、その結果が効果をもたらすようにすべての必要な措置をとらなければならない。

15.2 他の機関による決定の認識

第13条に基づく上訴権が適用されることを条件として、世界規程に合致し、署名当事者の権限に属する世界規程署名当事者の検査、治療目的使用の適用措置及び聴聞会の結果又はその他の最終的審判は、IJF、大陸ユニオン、国家連盟により認定され、尊重されなければならない。IJF、大陸ユニオン、国家連盟は、もし、世界規程を受諾していない団体の規則が、世界規程の趣旨に合致している場合には、そのような団体の同様の行為も、承認することができる。

第16条 時効

本アンチ・ドーピング規程に定められたアンチ・ドーピング規則違反の発生から8年以内に措置が着手されなければ、本アンチ・ドーピング規程により競技者又は他の関係者に対する措置を行うことはできない。

第17条 IJFのWADAに対する履行報告

IJFは、世界規程の履行状況を、2年ごとにWADAに報告する。不履行があった場合には、それについてWADAに釈明しなければならない。

第18条 アンチ・ドーピングルールの改正と解釈

18.1 本アンチ・ドーピング規程は、IJF理事会が、適宜改正することができる。

- 18.2 18.5の定めを除き、本アンチ・ドーピング規程は、独立した自律的文書として解釈されるものとし、既存の法律や規則を基準として解釈しないものとする。
- 18.3 本アンチ・ドーピング規程の各部及び各条項における見出しは、便宜上のものであって、本アンチ・ドーピング規程の実規定の一部とはみなされず、当該見出しが言及する規程の文言に対して影響を及ぼすものともみなされない。
- 18.4 「概説」と付録1「定義」については、本アンチ・ドーピング規程の不可欠な部分としてみなされる。
- 18.5 本アンチ・ドーピング規程は、世界規程の該当する条項に従って採用されたものであり、ある意味で、世界規程の該当する条項と矛盾ないように解釈されるものである。世界規程のさまざまな条文を解説する注釈が応用できる場合には、本アンチ・ドーピング規程の理解及び解釈を助けるものとなる。
- 18.6 国家連盟のメンバーである競技者又は他の関係者への通知は、国家連盟へ通知が届けられた時点で到達したこととする。
- 18.7 本アンチ・ドーピング規程は、本規程が発効する以前に係争に入っていた事案に対して、遡及適用されないものとする。

付録1 定義

Adverse Analytical Finding

「違反が疑われる分析結果」

分析機関等の認定検査機関から寄せられた報告のうち、禁止物質、その代謝物もしくは若しくはマーカ存在(内因性物質の量的増大も含む。)が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用が検体において確認されたものをいう。

Anti-Doping Organization

「アンチ・ドーピング機関」

ドーピング・コントロール・プロセスに関する規則の採択、及びドーピング・コントロール・プロセスの実施・執行を所轄する署名当事者をいう。具体例として、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の主要競技大会機関であって自己の競技大会において検査を実施する団体、世界アンチ・ドーピング機構、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関等があげられる。

Athlete

「競技者」

ドーピング・コントロールとの関係においては、国際的レベル(定義については各国際競技連盟が定める。)、又は国内的レベル(定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。)において競技に参加する全ての者が含まれる。また、国際的レベル又は国内的レベルに達しないレベルで参加する者であっても、その者を管轄する国内アンチ・ドーピング機関による指定を受けた場合には、「競技者」に含まれる。また、アンチ・ドーピング情報・教育との関連においては、本規程を受諾した署名当事者、政府、その他のスポーツ団体の管轄下においてスポーツに参加する者をいう。

Athlete Support Personnel

「競技支援要員」

コーチ、トレーナー、監督、代理人、チーム・スタッフ、職員、医師又は医療関係者のうち、競技会に参加する競技者、又は競技会に向けて準備を行っている競技者と一緒に行動する者、又はこの種の競技者に措置を施す者。

Attempt

「企て」

アンチ・ドーピング規程違反の遂行につながる行為の過程において、実質的な行為に故意に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に企てが放棄された場合、その企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反が発生したとはみなされない。

Code

「世界規程」

世界アンチ・ドーピング規程。2003年3月5日にWADAにより最初に適用された世界アンチ・ドーピング規程とその後の修正条項全てのことをいう。

Competition

「競技」

単独のレース、対戦、試合又は単一の競技会(Singular Athletic Contest)をいう。具体的な例としては、オリンピックの100メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競技種目等のうち1日1回などの間隔で賞が暫定的に授与されるものについては、関連の国際競技連盟の規則において競技(Competition)とイベント(競技大会)との区別が定められる。

Consequences of Anti-Doping Rules Violations

「アンチ・ドーピング規程違反の措置」

競技者又は他の関係者がアンチ・ドーピング規程違反を犯した場合は、以下の効果が生じることになる。

(a)「失効」(Disqualification)とは、特定競技又は競技大会における競技者の結果とそのメダル、得点及び章の失効を含む全ての競技結果が無効になることをいう。

(b)「資格剥奪」(Ineligibility)とは、一定期間にわたって、競技者又は他の関係者に対して、競技その他の活動への参加が禁止されること、又は10.9に従って資金拠出が禁止されることをいう。

(c)「暫定的資格停止」(Provisional Suspension)とは、第8条(公正な聴聞会を受ける権利)にいう聴聞会において最終的な判断が下されるまで、競技者又は他の関係者に対して、競技への参加が暫定的に禁止されている状態をいう

Disqualification

「失効」

上記の「アンチ・ドーピング規程違反の措置」を参照。

Doping Control

「ドーピング・コントロール」

検査対象の選定・立案，検体の採取・取扱，分析機関の分析，結果管理，聴聞会及び上訴を包括的に含んだプロセスをいう。

Event

「競技大会」

単一の管轄団体の中で同時に実施される一連の個別競技を包括した概念を指す(例，オリンピック競技大会，FINA世界選手権大会，汎アメリカ大会)。

IJF Anti-Doping Administrator

IJF アンチ・ドーピング管理者

アンチ・ドーピング・コントロールを担当するIJF理事会メンバー

In-Competition

「競技会」

競技会検査と競技外検査を区別するための概念であり，国際競技連盟などの関連アンチ・ドーピング機関の規則に特別の定めがある場合を除き，競技会検査とは，特定の競技会に関連して競技者が検査対象として抽出される検査をいう。

Independent Observer Program

「独立オブザーバー・プログラム」

世界アンチ・ドーピング機構の監督下で，特定の競技大会においてドーピング・コントロール及び結果管理プロセスを観察するとともに，観察事項に関して報告を行うオブザーバーの団体をいう。世界アンチ・ドーピング機構自体が競技大会の競技会検査を実施する場合，独立オブザーバーは第三者の監督下に置かれることになる。

Ineligibility

「資格剥奪」

上記の「アンチ・ドーピング規程違反の措置」を参照。

International Event

「国際競技大会」

国際オリンピック委員会，国際パラリンピック委員会，国際競技連盟，主要競技大会機関又は他の国際的スポーツ団体が主管している競技大会であって，当該競技大会に関して技術要員を任命しているもの。

International-Level Athlete

「国際的レベルの競技者」

国際競技連盟の競技外検査対象者リストとして国際競技連盟による指定を受けた競技者。

International Standard

「国際基準」

世界規程を側面から支援する目的で世界アンチ・ドーピング機構によって導入された基準をいう。国際基準を遵守している場合(他の選択的基準，慣行，実施要領を遵守していない場合でも)，国際基準に盛り込まれた実施要領を適切に実施しているものとみなされる。

Major Event Organizations

「主要競技大会機関」

国内オリンピック委員会の地域別連合など複数競技を管轄する国際的団体のうち，地域内競技大会等の国際競技大会に関して意思決定機関として機能するもの。

Marker

「マーカー」

化合物，化合物の集合体又は生物学的パラメーターであって，禁止物質又は禁止方法の使用を示すもの。

Metabolite

「代謝物」

生体内変化の過程により生成された物質。

Minor

「未成年」

在住国の関連国内法に定められた成年年齢に達していないヒト。

National Anti-Doping Organization

「国内アンチ・ドーピング機関」

国内レベルにおいて、アンチ・ドーピング規則の採択・実施、検体採取の監督、検査結果の管理、聴聞会の実施に関して、主管の権限・責務を有するものとして国の指定を受けた団体。関連当局によって上記指定が行われていない場合、その国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。

National Event

「国内競技大会」

国際的レベル又は国内的レベルの競技者が参加する競技大会(sports event)のうち国際競技大会に該当しないもの。

National Federation

「国家連盟」

その国家又は地域内でIJFの競技を統括する団体として、IJFに加盟している、又はIJFに承認された国内団体又は地域団体。

National Olympic Committee

「国内オリンピック委員会」

国際オリンピック委員会の承認を受けた団体。国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピング関連の職責を国内スポーツ連盟が実質的に果たしている国の場合、「国内オリンピック委員会」という用語には、当該国内スポーツ連盟も含まれる。

No Advance Notice

「抜き打ち(予告なし)」

ドーピング・コントロール活動のうち、競技者に対して予告を行わずに実施されるものであって、通知の瞬間から検体から検体提供までの間、競技者に対して継続的に付添人が付くものをいう。

No Fault or Negligence

「全く過失も不注意もない状態」

競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又は禁止物質若しくは禁止方法の処方を受けたことについて、自分自身が知悉せず疑いも抱いておらず、かつ細心の注意をもってしても合理的な観点から知り得なかった旨を競技者本人が立証している状態。

No Significant Fault or Negligence

「重大な過失あるいは不注意がない状態」

事情を総合的に勘案し「全く過失も不注意もない状態」の基準を考慮したときに、アンチ・ドーピング規程違反との関連において、競技者本人の過失の度合いが重大なものではない旨を競技者が立証している状態。

Out-of-Competition

「競技外」

「競技会」以外のドーピング・コントロール活動。

Participant

「参加者」

競技者又は競技支援要員

Person

「人」

ヒト、又は組織その他の団体

Possession

「所持」

実際に物理的に所持している状態、又は所持していると推定される状態をいう。(この概念が認定されるのは、禁止物質・禁止方法を専ら自分の判断で自由に使用できる状態、又は禁止物質・禁止方法が存在するという前提がある場合に限られる。)ただし、禁止物質・禁止方法を専ら自己の判断で自由に使用できない場合や、禁止物質・禁止方法が存在するという前提がない場合、禁止物質・禁止方法の存在を承知しており、実際に使用する意図があったときに限り、所持が推定される。ただし、アンチ・ドーピング規程違反を犯した旨の通知(種類は問わない)を受ける前に、所持の意思がなくなり以前の所持状態の放棄を立証できるような具体的行為をとった場合、所持のみを根拠としてアンチ・ドーピング規程違反は成立しないものとする。

Prohibited List

「禁止リスト」

Prohibited Method

「禁止方法」

禁止リストに禁止方法として記載された方法。

Prohibited Substance

「禁止物質」

禁止リストに禁止物質として記載された物質。

Provisional Hearing

「暫定聴聞会」

7.5との関連で、第8条(公正な聴聞会を受ける権利)でいう聴聞会に先立って開催される略式聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面、又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

Provisional Suspension

「暫定的資格停止」

上記の「アンチ・ドーピング規程違反の措置」を参照。

Publicly Disclose or Publicly Report

「一般情報開示」「一般報告」

本規程第14条に基づいて事前通知を受けられる者の範囲を超えて一般人に対して情報を提供すること。

Registered Testing Pool

「登録検査対象リスト」

各国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が別々に定めたトップレベルの競技者のうち、当該国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の検査対象の選定・企画の一環として競技会検査及び競技外検査の双方を受ける競技者リストをいう。

Sample / Specimen

「検体」又は「標本」

ドーピング・コントロール用に採取された生体物質。

Signatories

「署名当事者」

世界規程に署名し、世界規程を履行することに同意した団体。具体的には、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内アンチ・ドーピング機関、世界アンチ・ドーピング機構などを指す。

Tampering

「改ざん」

不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を発生させること、結果の変更又は通常実施要領の抑止を目的として不適切な方法で介入すること。

Target Testing

「焦点を絞った検査」

競技者検査対象リストの中から特定競技者又は競技者層を一定期間にわたって検査対象として抽出する形で、検査を受ける競技者を選ぶこと。

Team Sport
「団体競技種目」

試合を行う際、選手交代が認められる種目。

Testing
「検査」

ドーピング・コントロール活動のうち、検査対象の選定・立案、検体採取、分析機関への検体運搬が関係する部分。

Trafficking
「不法取引」

直接的、あるいは第三者を通じて競技者等に対して禁止物質を販売、供与、投与、輸送、送付、配送又は配達すること。ただし、正当かつ合法的な治療目的で禁止物質を(医療関係者により、又は競技支援要員以外の者により)販売又は配達した場合は、不法取引に該当しない。

Union
「大陸ユニオン」

IJFは、アフリカ、アジア、ヨーロッパ、オセアニア、パン・アメリカの各活動区域における五大陸ユニオンによって、公式に代表権を与えられた国家連盟から成り立っている。

Use
「使用」

禁止物質又は禁止方法を塗布、吸引、注入又は摂取することであり、その手段は問わない。

WADA
「WADA」

世界アンチ・ドーピング機構